

新型コロナウイルスワクチンを4回接種した事案の発生について

市内医療機関において医療従事者向けの優先接種を2回受けた者が、さらに2回追加接種を受けるという事案が発生しました。

1 判明日

令和3年12月23日(木)

2 被接種者

60代男性 市内医療機関の委託業務(清掃)に従事していた市内在住者

3 経過等

令和3年12月21日(火)に横浜市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンターに、接種証明書の取得についての相談があった際、4回以上接種した旨の発言がありました。そこで、12月23日(木)に本市担当者が接種記録等を確認したところ、医療従事者を対象とした優先接種により3月及び4月に2回接種が完了していましたが、12歳以上の全ての市民の方に発送した接種券を用いて9月に接種し、さらに医療従事者として4月までに2回目接種を終えた方に発送した3回目接種券を用いて12月に接種し、合計4回の接種を受けていることが判明しました。

※詳細については、裏面「参考」を参照ください。

4 原因

被接種者は、市内医療機関で委託業務に従事していたことから、接種券の発送以前に医療従事者向けの優先接種を受けていました。その後、送付された接種券(1・2回目用(12歳以上の全ての市民)及び3回目用(医療従事者))を使用し、予診票に虚偽の内容を記載し、意図的に追加接種を受けていました。

5 今後の対応

接種される全ての方に、適正な接種回数・間隔で接種していただけるよう周知に努めてまいります。

また、神奈川県を通じて厚生労働省健康局健康課へ、重大な健康被害につながる恐れのあるものとして、報告書を提出します。

【参考】経過等の詳細について

(1) 被接種者の接種経過について

- ・ 市内の医療機関で3月18日、4月8日に医療従事者として「接種券付き予診票」を使用し、優先接種を受けていました。
その後、6月に12歳以上の全ての市民に送付された1・2回目の接種券を使用し、9月4日に個別接種会場で3回目の接種を受けていました。
- ・ 11月に医療従事者として4月までに2回目の接種を終えた方に送付された3回目の接種券を使用し、12月10日に個別接種会場で4回目の接種を受けました。

なお、本人に確認したところ、意図的に3・4回目接種を受けたことが判明しました。

(2) 被接種者の接種記録について

- ・ 新型コロナウイルスワクチン接種は、通常、接種の際に接種情報をワクチン接種記録システム（VRS）に取り込んでいます。医療従事者として「接種券付き予診票」を使用した接種者については、接種の際に接種記録は行わず、後日、本市に送付される予診票をもとに本市が接種の登録を行うこととなっています。
- ・ 本件の接種記録については、7月8日に本市が2回目の医療従事者としての優先接種（4／8）をVRSに登録しました（この時点で、2回目の接種記録が先に処理され、1回目の接種日は未登録となっていました）。
- ・ 9月4日の接種は1回目の接種券を用いたことから、個別接種会場が1回目の接種として登録しました。
- ・ 9月24日に本市が1回目の医療従事者としての優先接種（3／18）に登録しようとしたところ、既に1回目は9月4日の接種記録が登録されていたことから登録がされませんでした。

なお、3回目接種券の発送は、4月までに医療従事者として2回目の接種を終えた方を対象とし、VRSの記録に基づいて発送しました。

お問合せ先		
健康福祉局健康安全課ワクチン接種調整等担当課長	藤川 明紀	Tel 045-671-4841